

大阪市水道局告示第30号

大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）第13条第1項の規定に基づき、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、大阪市水道事業給水条例施行規程（昭和33年大阪市水道事業管理規程第4号）第17条第1項の規定に基づき告示する。

令和6年5月17日

大阪市水道局長 谷 川 友 彦

名 称	所 在 地	指 定 日
株式会社クレスク	大阪府東大阪市荒川2丁目10番3号	令和6年 4月30日
有限会社ライフネット	大阪府大東市三箇4丁目9番16号イリ・ベリーノ100号	
有限会社仁和設備工業	大阪市東住吉区矢田2丁目11番12号	
結叶住設合同会社	大阪府松原市三宅中2丁目7番8号	
BRICK	大阪府東大阪市布市町1丁目9番36号	
創研	大阪府吹田市垂水町3丁目4番27号	

（水道局工務部給水課）